

8月定例会議事録 橋岡協美一般質問（平成23年9月27日）

○議長（森野正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋岡協美議員の質問を許します。

橋岡協美議員。

〔6番 橋岡協美議員登壇〕（拍手）

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

この8月定例会では平成22年度の決算について審議されていますが、高齢化や景気の低迷の影響で個人市民税による歳入が減少し、また一方で医療費や民生費関係の経常的経費が増加していく傾向が今後も想定されます。佐倉市に住んでくださっている方、そして市税を初め税金を納めてくださっている市民の皆様が、これからも住み続けたいと思われる佐倉市をつくっていくための事業の実施及び見直しは柔軟に図っていただきたいと思えます。日本は資源の少ない国であり、また3月の東日本大震災で電力を初め資源の有効利用と再生についての考え方は大きな転換期を迎えています。そのような現状を踏まえて、循環型社会を形成する自治体政策の一環として市民が家庭から出すごみの減量化、再利用、再生利用が必要不可欠となっております。循環型社会の形成についての佐倉市の方針と取り組みの現状及び今後の展望について市長にお伺いいたします。

この後は自席にて質問させていただきます。

○議長（森野正） 市長。

〔市長 蕨 和雄登壇〕

◎市長（蕨和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

佐倉市では佐倉市一般廃棄物処理基本計画におきまして、発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再生利用、リサイクルの3R運動の推進につきまして、ごみ処理の将来目標でございます資源循環型社会を実現するための基本となる考え方といたしまして位置づけております。また、この運動は市民の皆様が日常生活におきまして身の回りのものは大切に使う、不要なものは買わない、過剰な包装は辞退する、あるいは詰めかえ用の製品を選ぶ、要らなくなったものを譲り合うなど、日ごろからできるだけごみを出さない生活に取り組んでいただくことと考えております。具体的な取り組みでございますが、資源回収団体による回収活動の推進、買い物袋持参運動の推進、生ごみ処理器の普及啓発などがご

ざいます。今後とも資源循環型社会の実現に向け、資源回収団体への加入啓発活動、さらには市民一人一人がごみの減量化を実現するために、発生抑制、再使用、再生利用の3Rを実践するよう啓発活動にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。先ほど市長答弁にありましたとおり、自治会、町内会、PTA、子供会等、団体の資源回収は重要な位置づけとなると考えられます。現在佐倉市が報償金を支払っている資源回収団体の数は215団体と伺っております。この団体に対する活動の支援及び貸与資機材について伺いいたします。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 資源回収団体の皆様には佐倉市が一般廃棄物処理基本計画の目的として掲げます資源循環型社会形成への取り組みの一翼を担っていただき、大変感謝申し上げます。佐倉市といたしましては、新聞、雑誌等の古紙、古繊維、瓶、缶などにつきまして報償金の対象としており、1キログラム当たり3円を交付いたしております。また、回収活動を円滑に進めていただきますために、地域の回収場所をお知らせする緑色の旗を貸与しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。古紙や缶の回収ということで、決算委員会でも申し上げましたが、くくりが違うということで難しい問題があるかと思いますが、ペットボトルの回収もあわせてできるような形で検討していただきたいと思っております。

確認のためにもう一度伺いますが、佐倉市として資源回収をしている団体の活動を今後推進していくということによろしいでしょうか。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 資源回収活動につきましてはリサイクルを推進いたしますほか、環境意識の向上やごみ処理コストの削減、地域コミュニティの活性化などさまざまな効果がございますことから、市では今後とも資源回収活動の推進に皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 活動を推進していくというご答弁をいただきましたことを踏まえてお伺いいたします。資源回収の215団体がこれからも活動していく上で、資源の持ち去りが活動の大きな障害となっております。また、回収日の朝に資源の持ち去りをしていくトラックが猛スピードで走り去り、登校時の児童・生徒の安全確保にも不安があり、交通事故が発生してもおかしくない状況下にあります。この現状を佐倉市ではどのぐらい把握していますでしょうか。また、佐倉市としてはこの抜き去り事案についてどのような対策を行っていますでしょうか。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 持ち去り行為があることにつきましては、これまで回収業者及び回収団体から数件の情報をいただいております。持ち去り行為の対応といたしましては、今回佐倉警察署と協議いたしまして、8月末に持ち去り行為への対応について資源回収団体の皆様へ文書によりましてお伝えをいたしているところでございます。その中で古紙類などを資源回収に提供する場合には、持ち去り禁止の表示を明確に示すなど、持ち去りの抑止に効果があると思われる方法をご紹介しますとともに、警察への通報をお願いをいたしております。また、佐倉市といたしましても情報を正確に把握するためにも、持ち去りを見かけた場合には廃棄物対策課へのご連絡をお願いをしているところでございます。今後とも関係情報を収集する中で具体的な方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。8月末に文書として各団体にお出しくださったということですが、その中には持ち去り業者のトラックが猛スピードで走り去ることについては触れておりませんでした。子供たちが交通事故の危険性にあるということに憂慮されているところでございますので、次回手紙、文書を出す機会がございましたら、こちらについても啓発をよろしく願いいたします。

資源回収団体の活動を今後も推進していくと伺いましたが、佐倉市実施計画事業の減量化推進事業によりますと、現在の資源回収団体の回収量は6,820トン、5年後の平成27年度の回収目標値が8,000トンと明記されています。1,180トンの回収量の増加を目標としている中、資源の持ち去り行為は目標の達成にも影響を及ぼすと考えられます。持ち去り行為に対する今後の対応についてお聞かせください。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 持ち去り行為に対します今後でございますが、まずは8月末に資源回収団体の皆様に文書によりましてご案内をいたしましたとおり、抜き取りを見かけたときにはその場で声かけたり追跡するなどの危険な行為をするのではなく、警察署へ通報していただき警察署のご協力をいただきながら持ち去り行為を抑止してまいりたいと考えております。また、持ち去りの防止策につきましても引き続き警察署と協議し、資源回収団体の皆様からも発生情報やご意見をいただきまして、さらに効果的な対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。既に他地方自治体ではホームページ上にこの資源物は何々子供会のものですかということで、そういったひな形をホームページに載せてプリントアウトするような形ができております。そういったこともアイデアの一つと

して取り入れていただけたらと思います。

さて、資源回収団体では旗出し当番決めや当日朝の旗出し、段ボールが風で飛ばないように見回りをし、資源回収日を事前に知らせるために掲示板やごみ集積所に手紙を掲示して回るだけで負担が大きい上に、抜き取りトラックの危険も伴うので、もう資源回収をやめたいと嘆く団体もいます。資源回収を取りやめる団体が続出すれば、ごみの減量化やリサイクルをする資源循環型社会の形成に逆行し、資源回収団体の活動を推進したい佐倉市の方針とはまるで反対となってしまいます。ごみがふえれば佐倉市に大きな財政的損失を与える結果になりませんか。個々の資源回収団体及び回収業者の個益と佐倉市としての公益が一致するこの資源回収に対して、具体的な支援を行っていただきたいと思います。例えばごみゼロ運動前には必ず協力団体に対して説明会とごみ袋の配布を行っていますが、資源回収についても資源回収団体、資源回収業者、廃棄物対策課の3者が1年に1度は会議を開催し、共通の情報と認識のすり合わせをし、資源回収事業の支援策や問題点を話し合い、行政は事業計画の目標値を達成できるようにし、資源回収団体は安全で正しい資源回収を実施した上で資源回収報償金を団体の活動資金に充てることができるようになります。また、良識ある資源回収業者を育成することも行政の役割と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） 個別にはさまざまな課題があろうかと思いますが、資源回収業務そのものはおおむね順調に推移しているものと考えておりますので、現在のところ資源回収団体、回収業者、市、3者によります会議の開催については考えておりません。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ありがとうございます。現在のところは3者での会議は予定していないということですが、今後何か問題が起きた場合、善処策を考えられるような方法を考えていただきたいと思います。

さて、四街道市では四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、資源物の所有権を所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長

が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、または運搬してはならないと平成17年度に条例で定められています。また、抜き去り事案が発生した場合、クリーンセンターから職員が現場に向かい、周辺部の見回りを実施しています。八千代市では、市の職員、八千代警察署員、回収業者が持ち去り防止の集中パトロールを実施しています。

私自身もこの8月、9月に朝6時30分から抜き去り防止のパトロールをPTAと自主防犯団体とともに実施いたしましたが、現実には抜き去り業者のトラックが現場付近にあらわれました。抜き去り後、四街道インターチェンジから高速で逃走したと後日伺いました。抜き去り作業をする人件費、トラック代、ガソリン代、高速代を使ってでも利益を得ることができるというのは組織的な犯罪であるということがよくわかります。先ほど警察と情報を打ち合わせてというお話がございましたが、本年7月25日、第1回佐倉警察署協議会の議事録によりますと、委員の質問の中に資源ごみの盗難について、条例がないと取り締まりができないのか、これに対して警察の回答は、いわゆる持ち去り条例のことを言っていると思いますが、その条例がある自治体は少ないのが現状です。表示や管理者の問題などがありますが、窃盗罪で問疑できる場合もありますとありますように、条例の有無にかかわらず状況により取り締まりができるということでもあります。四街道市も八千代市も資源回収を市が実施している行政回収である一方で、集団回収の佐倉市が他市と同じ対応ができないことは推察できますが、抜き去り業者に対してしっかりと対応している四街道市や八千代市を避けて佐倉市に抜き去り業者が集中している現状を踏まえ、資源回収団体の活動を推進する佐倉市としてももう少し前進した具体的な取り組みを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（森野正） 経済環境部長。

◎経済環境部長（大野直道） それぞれの資源回収団体がさまざまな問題を抱えているということにつきましては、まずは回収団体のご意見を伺い問題意識を共有する中で、よりよい事業の展開へ向けて努力してまいることが大切であると考えております。このため一例ではございますが、各資源回収団体へのアンケート調査を実施し、活動の状況や市へのご要望をお伺いするなどの取り組みを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。アンケートをこれから実施していくということですので、各団体の声をぜひ吸い上げていただきたいと思います。

佐倉市としましては、集団回収等により住民が持ち出した特定資源物を当該住民が指定する者以外の者が収集し、または運搬してはならないという方針を強く打ち出して、資源循環型社会形成の一環にしていきたいと思います。

では、次の質問に移ります。地域まちづくり協議会の目的及びあり方についてお伺いいたします。佐倉市市民協働の推進に関する条例に基づいた佐倉市の取り組みと考え方についてお伺いいたします。

○議長（森野正） 市長。

◎市長（蕨和雄） 地域まちづくり協議会についてお答えいたします。

一般的に民主主義が発展、成熟していく段階では、地方分権、市民協働が進んでいくものと考えております。そしてまた、市民の皆様の価値観が多様化し、地域社会における課題が複雑化する中で、行政の力のみでは地域課題の解決を図ることが困難なケースが発生しております。このような状況の中、当市におきましては市民と市が相互に協力し、共通した地域課題の解決に向けて市民協働で取り組むことが市民の皆様が望むまちを実現するために必要不可欠であると考えて、平成19年1月に佐倉市市民協働の推進に関する条例を施行したところでございます。地域まちづくり協議会につきましては、平成15年11月に設置をいたしました市民協働型自治運営の推進方針検討委員会の中で検討をいただいております。その提言書では地区協議会を設立することを可能とする制度とすべきであるとのご意見がございました。その後、市民協働型自治運営の推進指針を基本といたしまして、条例の素案をご審議いただくために佐倉市市民協働推進条例検討懇話会を設置いたしご検討をいただくとともに、市民意見公募手続により意見を募集し、まちづくり協議会を制度の一つとして条例案に位置づけ、平成18年9月議会に議案として上程し議決していただいたものでございます。地域まちづくり協議会は区域内で活動するさまざまな団体で構成いただき、かつ関係団体間の十分な協議、合意形成を図った上で、それぞれの地域課題について、市と連携、協力を図りながら解決していくことを目指した協議体でございます。そのための活動地域につきましては、地域特有の課題についてきめ細かい話し合いができ、お互いをよく知り解決策を見出していけるような、住民自治の基本とも言える地域であることが前提となりますことから、歩いていける範囲内である小学校区を対象区域といたしまして制度を整備したところでございます。市といたしましても地域まちづくり協議会による地域づくりを進めていただくため、市内の地区代表者会議等の各種機会をとらえ制度の意義や内容について説明し、その内容を十分ご理解いただいた上で設立に向けた準備を

進めていただいております。そして、準備が整った地域につきましては行政からも側面支援を行い、協議会の設立につなげるべく鋭意努力しているところでございまして、今後はさらに積極的に各小学校区において設立支援を行ってまいり所存でございます。

その他詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○議長（森野正） 市民部長。

◎市民部長（有澤要） 市長の補足答弁をいたします。

市長答弁にございましたとおり地域まちづくり協議会につきましては、市民協働に関する条例の設立段階からそれぞれの地域の課題の解決に向けまして関係団体等が合意形成を図る中で、みずからのまちの課題をみずから解決をしていくということを目的にした団体でございます。条例設立以来、私ども市民協働まちづくり協議会の担当といたしましては、各自治会等への説明に行かせていただく中で設立に向けた支援をしておりますが、今まだ団体数は必ずしも着実に伸びているという状況ではございませんので、今後とも積極的に説明等を行う中で設立に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。平成22年度の主要施策に掲載されている事業のうち、地域まちづくり協議会については成果期待値を平成22年度は23団体と設定していたようですが、実績値については4団体という結果でした。この結果について、市としてはどのような理由だと判断しているのかお伺いいたします。

○議長（森野正） 市民部長。

◎市民部長（有澤要） 平成22年度の主要施策の成果に基づいて、その結果についてどうお考えになるかというご質問であると拝聴いたしました。具体的な事業に係るご質問でございますので、その事業の目的、さらには概要等を含めてご答弁をさせていただきたいと考えております。自主的地域コミュニティ組織活動支援に関する業務につきましては、地



域自治の活性化を目的に地域の課題につきまして、小学校区内の自治会や各種団体等が連携して行うまちづくり活動に対し支援を行うものでございます。また、事業の概要といたしましては、市民協働の推進に関する条例に基づきまして、市が認証いたしました小学校区を単位とする自主的地域コミュニティ組織、いわゆる地域まちづくり協議会が実施をする各種事業につきまして金銭及び技術的な支援を行うものでございます。また、成果期待値の 23 団体につきましては、先ほど市長答弁にも申し上げましたとおり基本的なまちづくり協議会の対象範囲を小学校区を原則としておりますので、その小学校区すべてにまちづくり協議会ができた場合に、成果期待値にございます 23 団体になるというふうにご理解をいただければと思います。22 年度につきましてはさまざまな協議を行う中で、結果的には白井ふるさとづくり協議会、白銀小学校区地域まちづくり協議会、ふるさと弥富を愛する会、根郷小学校区まちづくり協議会と、この 4 団体の事業について支援を行ったものでございます。まちづくり協議会につきましては、住みよい地域を実現するために地域内のさまざまな団体が参加をし十分な議論を行い合意形成を図った上で結成される協議会でございます。そしてまた、市が協議会を認証するにあたりましては、基本的に当該小学校区内の自治会、町内会等の 3 分の 2 以上の参加を要件としているところでございます。このようなことから団体内の協議、合意形成を図ることはもちろん、関係団体間での協議、合意形成といった各段階を経ながら民主的に、また時間をかけて行っているために、このような結果になっているものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6 番（橋岡協美） ありがとうございます。すべての小学校区にできたときの成果期待値を 23 団体と設定していると伺いましたが、平成 22 年度は 1 団体新たに設立されました。これは自治的地域コミュニティ組織形成促進に関する行政サービス業務の中で、新規の地域まちづくり協議会結成団体数を指標とし、成果期待値が 23 団体に対して実績数は 1 団体ということです。この事業概要としては地域での合意形成が図られた段階でまちづくり協議会を結成いただくため、各地域での十分な協議、検討が必要とあり、具体的には市内の全自治会を対象にした地区代表者会議等の各種機会をとらえ説明会を行っているただいま伺いました。しかしながら、成果期待値 23 団体に対して、平成 22 年度は 1 団体というのは余りにも少なく思われます。このような結果を踏まえ、現行の制度をより地域で活用していただくために市としてどのようにお考えであるかお伺いいたします。

○議長（森野正） 市民部長。

◎市民部長（有澤要） お答えをいたします。

ただいまご質問にございました自主的地域コミュニティ組織形成促進に関する業務につきましては、先ほどご答弁をいたしましたまちづくり協議会の側面支援の前の段階でございまして、いわゆるこれから地域まちづくり協議会をつくろうとしている団体への支援ということでございます。ご指摘のとおり 22 年度につきましては、根郷小学校区におきましてまちづくり協議会、新たに設立をしていただきましたが、その 1 団体ということで、成果実績値については 1 団体ということになっております。しかしながら、議員のご質問にもございましたが、地域代表者会議、12 地区の連合協議会等の会議、さらには西志津小学校区、内郷小学校区等初め 10 団体以上の自治会において出向き説明した経緯がございます。地域まちづくり協議会の設立にあたりましては、基本的に小学校区内の自治会、町内会等を中心に、その他区域内で活動をされておりますさまざまな団体から構成される協議体であるとともに、協議会の設立にあたっては地域で行われていることを地域の方が知らないということがないように、地域内の多くの方々で構成をされております関係自治会、町内会等の 3 分の 2 以上の参加を条件の一つとさせていただいております。しかしながら、自治会、町内会等の代表者の多くの方が単年度でかわられるという実情がありますので、任期のうちに結論が出ないといったことも想定をされているところでございます。もとより市民協働の推進にあたりましては、地域社会において、そこに住む皆様がお互いの価値観を尊重し、地域課題の解決に向けて取り組んでいただくことが必要でございますので、自治会内及び関係団体での合意形成に時間がかかるという結果につきましても起こり得るものと認識をしているところでございます。市といたしましては地域まちづくり協議会の制度をご理解いただくとともに、ご活用いただけるよう自治会、町内会等の代表者の説明会や自治会、町内会等連合協議会でお集まりをいただく機会をとらえて制度の説明をさせていただくほか、各種団体からの要請に応じ説明に伺わせていただくなど、制度の周知に努めているところでございます。今後とも地域まちづくり協議会の制度の周知と設立に向けた支援を継続して行ってまいりますので、もし地域まちづくり協議会の設立に向けて具体的な動きを始めたいという団体等がございましたら、ぜひ市のほうにお問い合わせ、ご相談をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。上志津小学校区でもまちづくり協議会の設立に向けて話し合いが行われましたが、区域内の志津駅に加えユーカリが丘駅も生活圏として視野に入れる必要があったため準備作業に入れなかったと伺っております。つまり小学校区と生活圏が重なっていない地域にとって、まちづくり協議会を小学校区で仕切るの難しいと思われまます。佐倉市内各地域の課題がそれぞれ違い、その課題を解決する方法もそれぞれ違う実情に沿い、行政としてきめ細やかな対応が必要と考えます。

また、3月の大震災では発災後、道路、橋梁、佐倉市施設の安全確認、避難所の開設、関係各所との連絡、2万世帯の断水への対応に行政は手いっぱいになり、災害発生時には公助だけでは完結できないことが明白となりました。住民相互の助け合い、共助の必要性を強く感じているのは、行政も住民も同じではないでしょうか。防災井戸がすべての避難所にまだ整備されていない現状を踏まえますと、小学校区を単位とする自治会、自主防災団体だけでは、水さえも確保できないところもあるのです。昨日の答弁で防災井戸の整備を平成24年度内に進めていくと伺いましたが、整備されるまでの水確保の手段については大きな課題ではありませんか。

このまちづくり協議会について、最後に私から市への要望でございますが、この5月にユーカリが丘地域まちづくり協議会から市に認証申請が提出され、結果については市の要綱が規定する対象区域の要件を満たさなかったため不認証となったと伺っております。この対象区域は、自治会、町内会等の相互交流支援に関する行政サービス事業に基づいたユーカリが丘地区自治会協議会の区域と全く同一で、自治会協議会の行政業務の目的にも、自治会、町内会などの活動の質的向上、情報の交換、広域的な課題等への対応を図るため、自治会、町内会、区代表者で構成される組織活動を支援するとあります。また、この自治会協議会の単位で市長との懇談が開かれているため、毎年自治会協議会としての課題を話し合い市への要望をまとめる話し合いをしてきました。このような経緯を踏まえ、この自治会協議会で課題への対応を常に行い、課題によっては商連、学校、PTA、社協、自主防犯団体、自主防災団体と連携して解決に向けた努力を既に行っていた区域であります。また、既に活動している各まちづくり協議会においては、各地域が抱える課題に応じて活動しており、ユーカリが丘地域まちづくり協議会においても、ユーカリが丘地域が抱える課題を解決するためには申請書に記載された区域と構成団体でユーカリ地区のまちづくりを進めていくことが必要だと判断したと聞いております。今後地域まちづくり協議会の設立を検討している地域から連携、支援を求められた場合、今回のユーカリ地区を含め、地域住民が主体となったよりよい地域づくりを後押しするためにも、ぜひ市の積極的な連携、支援をお願いしたいと思います。市民の目線で考えていくとよく耳にいたしますが、ぜひその地域に住んだつもりで一緒になって考えていただきたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。昨今の夫婦共働きの一般化や携帯電話、パソコン等の復旧により、コミュニケーションや異世代間の交流の欠如が顕在化し、家庭内や地域での青少年の居場所の喪失が問題化しております。青少年が一番安心して過ごせるのは家

庭であるべきですが、小学生においては夫婦共働きの家庭では子供の帰宅時には家にだれもおらず、親が帰宅するまでは子供だけで過ごすことが多く、また中高生においては受験勉強や部活動に熱心に取り組む一方で、地域での居場所や活動場所は少なく、自習をしたり悩みや不安を解消したり仲間をつくったりできる居場所を求めています。では、青少年の居場所はどこにあるのでしょうか。スーパーのフードコートやコンビニの前の路上、暗い公園やゲームセンター等をたまり場とするような現状では、若者の深夜徘徊に結びつく要因にもなります。佐倉警察署管内の青少年補導件数によりますと、平成 19 年度以降 1,000 件を超える高どまりの傾向が続いており、本年、平成 23 年においては 6 月末現在の数値が 1,339 件と、昨年の 1 年間の補導件数 1,320 件を上回る状況でございます。これは警察による積極的な声かけによるものが大ではありますが、次代を担う青少年の育成を図る観点から、安心、安全な青少年にとってのふさわしい居場所づくりについて市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（森野正） 市長。

◎市長（蕨和雄） 私は、次世代を担う青少年の育成を市の重要施策の一つとしておりまして、市政マニフェストや第 4 次佐倉市総合計画の中にも青少年の健全育成を掲げているところでございます。現在青少年の生活は携帯電話やパソコン、ゲーム機などの普及によりまして大きな影響を受けており、外遊びが減る中で友人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下が危惧されているところでございます。青少年は家庭はもとより地域社会の中でも健やかにはぐくまれるべきでございまして、青少年が安全かつ健康に成長するためには、学校や家庭だけでなく地域の中での体験学習の機会や異年齢交流、世代間交流による地域の教育力が必要であると考えております。そしてまた、青少年の成長過程において、友人との交流により社会性を身につけていくことが必要不可欠でございますことから、青少年にとってふさわしい安全で安心な居場所の提供も重要でございます。平成 10 年 1 月から京成佐倉駅前に佐倉市ヤングプラザを設置いたしまして青少年の居場所として提供してまいったところでございますが、今後安全で安心な青少年の居場所をさらに確保するため、既存の公共施設の活用方法について検討いたしますとともに、新たな施設計画の中でも青少年の居場所について考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。それでは、青少年の居場所や学習場所の一つとなり得る図書館について伺います。

市内の佐倉、志津、佐倉南図書館では規則では午前9時から午後8時まで、現在は節電対策で午後7時まで、臼井公民館、志津図書館、志津分館は午前9時から午後5時までが開館時間となっております。閉館が7時や5時では中高生や大学生などが利用するには不便ではないでしょうか。また、この夏には節電対策の影響で家では暑くて勉強できずに、志津分館では図書室の閲覧席50席に大勢の中高生や大学生、お年寄りが利用していました。佐倉南図書館には講座室に40席のスペースがありますが、現在は節電対策の影響で、土曜、日曜、祝日にしか利用できません。このほか閲覧スペースは佐倉図書館に自由席10、長いす20、1階に約10名分、志津図書館に自由席20、指定席15、佐倉南図書館に自由席20、指定席23、北志津児童センター図書館には4つしかないのが現実で、充実しているとはいえません。今私は数字を並べましたが、実際に一度利用しているところをぜひごらんになってください。本当に多くの方が見えています。朝9時開館に走るようにやってくる子供たちもいます。また、北志津児童センター図書室に4つというこの状況、ぜひごらんになってください。人口の多いユーカーが丘地区に図書の閲覧のいすが4つしかないのです。一度ごらんになって本当に図書室の状況はこれでいいのか考えてほしいと思います。以前自治会協議会から図書室の充実について要望が出たときに、図書室の閲覧、またはインターネットによる予約で利用に対しては問題がないという回答がございましたが、ぜひとも一度現場を見ていただきたいと思います。

そのため勉強する子供たちは図書館ではありませんが、八千代市ふれあいプラザに午前9時から午後9時まで利用できる定員34人の図書ラウンジと自習室がありますので、この施設を利用するか、予備校の自習室を利用しています。そして、帰宅が10時過ぎとなるのは常態化しています。帰宅が遅くなることは決してよい結果を生むとは思えません。先ほど市長より平成10年1月からヤングプラザを設置し、学校でも家庭でもない放課後の自由な空間を提供しているとお話ございましたが、昨年度の利用者数が3万3,014人、1日当たりの利用人数は92人でございます。地理的に考えても、利用の人数を考えましても、このヤングプラザだけでは青少年の居場所は確保できていない状況です。今後図書館を青少年の居場所として利用しやすくしていくことが必要ではないかと考えますが、佐倉市の考え方を伺います。

○議長（森野正） 教育長。

◎教育長（葛西広子） お答えいたします。

図書館は図書や雑誌、CD等の資料を提供するばかりではなく、おはなし会や講演会、展示会等の主催事業を実施し、児童、青少年から高齢者まで幅広い層の方々に安心してご利用いただいているところでございます。ご質問の閉館時間のことでございますが、佐倉市におきましては平成9年6月からは従来の開館時間を1時間延長しまして午前9時から午後6時までといたしました。しかし、この時間帯では勤労者や学生の利用ができないとのご意見をいただきましたので、平成12年度から休館日の月曜日を除き、火曜日から金曜日につきましては午前9時から午後8時までとしてきたところでございます。さらに、平成14年度からは土曜、日曜、祝日につきましても午後8時まで開館時間を延長し現在に至っております。なお、現在は節電対策のため午後7時までの開館としております。

青少年の居場所づくりについて、図書館の活用を含めてというご質問でございますが、図書の閲覧用のスペースを自習などにも利用できるように対応しているところでございますが、現在の図書館への閲覧スペースの増設は難しい状況にありますので、青少年の居場所づくりとしましては公民館施設に夜間の自習スペースを設けることが可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。以前夏場にそういった公民館を利用した自習室の開放が行われていました。その利用率は高かったか低かったかは私はちょっと存じておりませんが、何でも新しいものをつくってほしい、予算ありきの話ではなく、今現在ある施設をどのように生かしていくかということもあわせて考えていただきたいと思っております。

では最後に、子ども医療費の助成制度についてお伺いいたします。佐倉市では昨年12月から子ども医療費助成制度が拡充されました。ゼロ歳から小学校3年生までは入院、通院について、小学校4年生から小学校6年生までは入院についての医療費助成制度が開始されました。しかし、震災後さらに経済情勢が厳しくなり、健康保険診療の自己負担さえ払うのが厳しい世帯の子供たちの医療費についてはかなり憂慮されるところでございます。以上を踏まえて子ども医療費助成制度を段階的に拡充し、義務教育期間である中学3年生まで、通院、入院の医療費助成の必要性があると考えます。児童青少年課の試算では、対象年齢を小学校6年生まで引き上げた場合、年額推計4億3,000万円、中学3年生まで引き上げた場合、推定年額5億700万円と出されておりますが、佐倉市としては今後子ども医療費拡充についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（森野正） 市長。

◎市長（蕨和雄） 子ども医療費助成につきましては、昨年の12月より県の子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大とあわせまして、通院診療については小学校3年生まで、また入院診療につきましては、県の補助対象の小学校3年生までをさらに拡充いたしまして小学校6年生まで引き上げたところでございます。また、県の補助制度では保護者の所得制限を設け、自己負担額も通院1回、入院1日につき300円としておりますが、佐倉市では所得制限を設けず自己負担額は200円のまま据え置き、自己負担額の差額分については市が負担しているところでございます。この拡大によりまして助成額は当初予算ベースではございますが、平成22年度は約2億4,500万円でしたが、23年度では約3億5,000万円となりました。約1億600万円の歳出増となり、歳入となる県の補助金等を除きました一般財源は約7,200万円程度の増額となっております。子ども医療費の対象年齢拡大は保護者の負担軽減という意味で確かにアピール度は高いものがございますが、現行の助成については昨年の12月より拡大したものでございます。今後の財政運営を見通しますと、歳入の増加は非常に厳しいこと、歳出は高齢化の進展によりまして社会保障関係経費の増加は避けられない見込みでありますことから、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想されますので、今後の子ども医療費助成の拡大につきましては、他の子育て支援策、そしてまた県の動向等を注視いたしまして、子育て支援施策全体を見通す中で充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野正） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） ご答弁ありがとうございました。充実を将来的に少し考えていただくというご答弁をいただきました。佐倉市に住み続けていただき活力のある持続可能な社会を形成していくためにも、今現在佐倉市で育っている子供たち、この子供たちが大人になり結婚し、子育てする場所として佐倉市を選んでもらえるような子育て支援策をきめ細やかに考えていくことが必要だと思います。世代間が近居すれば防災時、そして見守りの上でも、また介護の問題、高齢化社会の問題を解決する上でも一つの糸口となると思います。このような幅広い視点で子育ての支援策を考えていただくよう要望いたしまして、私の質問は終了いたします。ありがとうございました。